

みのっ太サポート

市場出荷される農畜産物には価格設定という概念が無く、需給バランス等により生産・販売価格への影響を受けやすい状態である。そのため、農畜産物販売価格の大幅な下落や資材価格が高騰した場合に助成金を支出することで、再生産意欲の高揚に繋げることや、地域農業活性化のために生産拡大・新規就農者・農業振興等に支援を行うことを目的とする。

目的	目的積立金	対策	事業	要件	助成
農業振興	農業経営支援積立金 (みのっ太サポート) 積立額：50億円	農産物市場価格下落対策	農産物市場価格下落対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aぎふを通じて市場出荷により販売されたものを対象とする。 ・ 主食用米：非共計含む ・ 園芸品目：主要品目・重点品目 ・ 地域特産品（営農部指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主食用米：概算金の過去5年の最高最安価格を除いた平均を基準価格として該当年度との差額分以内 ・ 園芸品目：過去5年の品目別（県）市場平均価格の90%を基準価格として該当年度との差額分以内
		生産資材価格高騰対策	生産資材価格高騰対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物市場価格下落対策の助成品目で、暦記載の肥料・農薬を対象とする。 ・ 該当年度に農産物の販売代金売上げがある農家。 ・ 該当年度の肥料・農薬購入分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の暦記載の肥料・農薬代金（1反）合計金額に対し、当年度の代金合計が110%を上回った割合を助成する。
			産地育成対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物を販売する組合員及び農業者団体を対象とする。 ・ J Aぎふの重要品目・重点品目・育成品目の新規作付、面積拡大。 ・ 一事業の受益農家が1戸であっても可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農指導・産地育成・生産者育成に必要な資材・共同利用を目的とした農具(播種機・防除機) 購入費、活動費 ・ 助成金総額は平成28年度から平成30年度までの3年間で5,000万円以内とし、助成総額に達した時点で終了する。 (28年度助成額7,147,849円：残42,852,151円)
		生産拡大対策	野菜ハウス支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業施設(ハウス等)により栽培を行う組合員を対象とする。 ・ 購入金額（税抜）10万円以上 ・ 野菜等栽培のハウス導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材価格(税抜) に対し、1棟当たり30万円を上限として最大1/3を助成。（施工費含む） ・ 助成金総額は300万円以内とし、助成総額に達した時点で終了する。
			農業機械導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員及び農業者団体を対象とする。 ・ 購入金額（税込）30万円以上 ・ 農業機械の導入 ・ 事業実施前年度の作付面積が基準以上である。 ・ 事業実施翌年度に作付面積または出荷量を3%以上拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の1/5以内(上限20万円) ・ 国・県の補助事業で導入したものは対象外とする。 ・ 助成金総額は2,000万円以内とし、助成総額に達した時点で終了する。
	新規就農・後継者対策	次世代農業者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員で県市町から青年等就農計画の認定を受けた者で、就農1年目～10年目を対象とする。ただし、65歳となるまでとする。 ・ 農業後継者は青色申告の専従者であり、専従者となった年から10年目を対象とする。ただし、65歳となるまでとする。 ・ 帰農者は就農5年後の販売高が500万円以上の計画書を作成し妥当と認められた者で就農した年から10年を対象とする。ただし、65歳となるまでとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売高に対し5%を助成する。（上限50万円） ・ 販売高は毎年1～12月の合計とし3月に支払う。 ・ 助成停止事由 <ol style="list-style-type: none"> ①農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の受給期間 ②帰農者の販売高が計画の8割未満となった年 	

みのっ太サポート

市場出荷される農畜産物には価格設定という概念が無く、需給バランス等により生産・販売価格への影響を受けやすい状態である。そのため、農畜産物販売価格の大幅な下落や資材価格が高騰した場合に助成金を支出することで、再生産意欲の高揚に繋げることや、地域農業活性化のために生産拡大・新規就農者・農業振興等に支援を行うことを目的とする。

■農産物市場価格下落対策（農産物市場価格下落対策事業）

要件：

- ・ J A ぎふを通じて市場出荷により販売されたものを対象とする。
- ・ 主食用米：非共計含む
- ・ 園芸品目：主要品目・重点品目
- ・ 地域特産品（営農部指定）

助成：

- ・ 主食用米：概算金の過去 5 年の最高最安価格を除いた平均を基準価格として該当年度との差額分以内
- ・ 園芸品目：過去 5 年の品目別（県）市場平均価格の 90%を基準価格として該当年度との差額分以内

■生産資材価格高騰対策（生産資材価格高騰対策事業）

要件：

- ・ 農産物市場価格下落対策の助成品目で、暦記載の肥料・農薬を対象とする。
- ・ 該当年度に農産物の販売代金売り上げがある農家。
- ・ 該当年度の肥料・農薬購入分

助成：

- ・ 前年度の暦記載の肥料・農薬代金（1 反）合計金額に対し、当年度の代金合計が 110%を上回った割合を助成する。

■生産拡大対策（産地育成対策事業）

要件：

- ・ 農産物を販売する組合員及び農業者団体を対象とする。
- ・ J A ぎふの重要品目・重点品目・育成品目の新規作付、面積拡大。
- ・ 一事業の受益農家が 1 戸であっても可とする。

助成：

- ・ 営農指導・産地育成・生産者育成に必要な資材・共同利用を目的とした農具(播種機・防除機) 購入費、活動費
- ・ 助成金総額は平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で 5,000 万円以内とし、助成総額に達した時点で終了する。

(28 年度助成額 7,147,849 円：残 42,852,151 円)

■生産拡大対策（野菜ハウス支援事業）

要件：

- ・農業施設(ハウス等)により栽培を行う組合員を対象とする。
- ・購入金額（税抜）10万円以上
- ・野菜等栽培のハウス導入

助成：

- ・農業施設(ハウス等)により栽培を行う組合員を対象とする。
- ・購入金額（税抜）10万円以上
- ・野菜等栽培のハウス導入

■生産拡大対策（農業機械導入支援事業）

要件：

- ・組合員及び農業者団体を対象とする。
- ・購入金額（税込）30万円以上
- ・農業機械の導入
- ・事業実施前年度の作付面積が基準以上である。
- ・事業実施翌年度に作付面積または出荷量を3%以上拡大する。

助成：

- ・事業費の1/5以内(上限20万円)
- ・国・県の補助事業で導入したものは対象外とする。
- ・助成金総額は2,000万円以内とし、助成総額に達した時点で終了する。

■新規就農・後継者対策（次世代農業者支援事業）

要件：

- ・組合員で県市町から青年等就農計画の認定を受けた者で、就農1年目～10年目を対象とする。ただし、65歳となるまでとする。
- ・農業後継者は青色申告の専従者であり、専従者となった年から10年目を対象とする。ただし、65歳となるまでとする。
- ・帰農者は就農5年後の販売高が500万円以上の計画書を作成し妥当と認められた者で就農した年から10年を対象とする。ただし、65歳となるまでとする。

助成：

- ・販売高に対し5%を助成する。(上限50万円)
- ・販売高は毎年1～12月の合計とし3月に支払う。
- ・助成停止事由
 - ①農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の受給期間
 - ②帰農者の販売高が計画の8割未満となった年